

利根町告示第 15 号

平成 23 年第 1 回利根町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 23 年 2 月 7 日

利根町長 遠 山 務

1 . 招 集 の 日 平成 23 年 2 月 14 日

2 . 招集の場所 利根町議会議場

3 . 付 議 事 件

- (1) 平成22年度利根町一般会計補正予算 (第 8 号) の専決処分について
- (2) 平成22年度利根町一般会計補正予算 (第 9 号)
- (3) 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- (4) 財産の処分について
- (5) 財産の貸付けについて

平成 2 3 年第 1 回利根町議会臨時会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	2 . 14	月	本 会 議	開会 提出議案説明（採決）	午前10時

平成23年第1回
利根町議会臨時会会議録

平成23年2月14日 午前10時開会

1.出席議員

1番	能登百合子君	9番	五十嵐辰雄君
2番	西村重之君	10番	会田瑞穂君
4番	守谷貞明君	11番	飯田勲君
5番	高橋一男君	12番	岩佐康三君
6番	中野敬江司君	13番	高木博文君
8番	今井利和君	14番	若泉昌寿君

1.欠席議員

なし

1.説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	鈴木弘一君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	飯田美代子君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長補佐	石田通夫君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	蛭 原 一 博
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江理子

1. 会議録署名議員

8 番	今 井 利 和 君
9 番	五十嵐 辰 雄 君

1. 議事日程

議 事 日 程

平成 23 年 2 月 14 日（月曜日）

午前 10 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の件

日程第 3 議員提出議案第 1 号 学校法人タイケン学園が開学する 4 年制大学誘致決議

日程第 4 議案第 1 号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について

日程第 5 議案第 2 号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 6 議案第 3 号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 7 議案第 4 号 財産の処分について

日程第 8 議案第 5 号 財産の貸付けについて

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の件

日程第 3 議員提出議案第 1 号

日程第 4 議案第 1 号

日程第 5 議案第 2 号

日程第 6 議案第 3 号

日程第 7 議案第 4 号

日程第 8 議案第 5 号

午前 10 時 00 分開会

○議長（若泉昌寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第 1 回利根町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（若泉昌寿君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

町長並びに議員からの議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長蛭原一博君。

〔議会事務局長蛭原一博君登壇〕

○議会事務局長（蛭原一博君） 今期臨時会に町長より専決 1 件、補正予算 2 件、その他 2 件、計 5 件、議員より 1 件の合計 6 件の議案が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

議員提出議案第 1 号 学校法人タイケン学園が開学する 4 年制大学誘致決議について
町長より、

議案第 1 号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について

議案第 2 号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 3 号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 4 号 財産の処分について

議案第 5 号 財産の貸付けについて

以上で、報告を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 報告が終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（若泉昌寿君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、

8 番 今 井 利 和 君

9 番 五十嵐 辰 雄 君

を指名いたします。

○議長（若泉昌寿君） 日程第 2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日と決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 審議に入るに当たり、本臨時会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。

平成23年第１回利根町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方には、何かとご多忙中、また小雪が舞い散る中ご出席を承り、厚く御礼を申し上げます。

今回の臨時会であります、昨年11月26日に成立しました国の補正予算に盛り込まれた円高デフレ対応のための緊急総合経済対策の一つである地域活性化関連の事業を速やかに実施したいこと、また、町の最重要課題である旧利根中学校及び旧布川小学校の跡地の利活用関連におきまして、学校教育法に基づく大学の誘致に関し、校舎等の財産の処分や土地の貸し付けについての案件の議決が、地方自治法及び町条例の規定により必要となることから、本日、臨時会を招集した次第でございます。

それでは、本日提出いたしました議案の総括説明をいたします。

提出しました議案は、専決処分が１件、補正予算が２件、財産の処分が１件、財産の貸し付けが１件の計５件のご審議をお願いするものであります。

議案第１号は、専決処分の報告でありまして、平成22年度利根町一般会計補正予算（第８号）の専決処分について、地方自治法第179条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第２号は、平成22年度利根町一般会計補正予算（第９号）で、歳入歳出それぞれ5,280万9,000円を追加し、総額を54億9,076万8,000円とするものであります。

議案第３号は、平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）で、歳入歳出それぞれ6,166万7,000円を追加し、総額を４億1,761万4,000円とするものであります。

議案第４号は、財産の処分についてで、契約の相手方である学校法人が、旧利根中学校及び旧布川小学校の校舎等を、学校教育法に基づく大学の校舎等の用途として使用するため、適正な価格より減額して譲渡したいので提案をするものであります。

議案第５号は、財産の貸付けについてで、旧利根中学校及び旧布川小学校の校舎等を学校教育法に基づく大学の校舎等の建物所有を目的として使用するため、土地を適正な価格より減額して貸し付けたいので提案するものであります。

議案第４号の財産の処分及び議案第５号の財産の貸付けについては、学校教育法に基づく大学の校舎等の用途及びその用地として処分及び貸し付けを行うため、地方自治法等の

規定により提案するものであります。

ここで、学校跡地の利活用に向けた近況等について申し上げます。

旧利根中学校及び旧布川小学校でございますが、長い間、地域住民に親しまれ、その歴史と伝統の中で多くの卒業生を輩出してまいりました。学校跡地の利活用は、町民の方のみならず、この学校を母校とする町外で暮らす方にとりまして大きな関心の一つであり、本町の最重要課題の一つでもあります。

先般、新聞報道により大学誘致の記事が出されましたが、この報道の後、町内外から激励の電話や大学誘致を歓迎する電子メールが届いており、また文部科学省におきまして、学校跡地活用の成功事例として大変注目をしているというような状況でございます。

議員の皆様もご承知のとおり、学校跡地の活用の検討につきましては、昨年6月の議員の方を初め、地元及び隣接地区の区長の皆様、そして商工会、農業協同組合、町内各種団体や住民の代表の方々などで組織する利根町土地利活用推進協議会を立ち上げまして、住民と行政が一体となって協議を進めてまいりました。

このたび、学校法人タイケン学園から提案のあった4年制大学の開学は、町の活性化はもとより、町の産業や経済に大きな波及効果が見込まれることや、学校跡地としての活用にふさわしいものであることなどから、利根町土地利活用推進協議会でのご承認をいただき、4年制大学の誘致を進めることにいたしました。

全国的にも昨今の大学を取り巻く環境は、少子化や人口の減少を受け、学生募集など大変厳しい状況下にあることは十分認識しておりますが、今回の学校法人タイケン学園による4年制大学の開学は、町活性化の切り札であり、町再生への糸口でもありと考えております。

私は大学を誘致することが最終目的とは考えておりません。この開学をきっかけとした町と大学との連携による新たなまちづくりを進め、互いの相乗効果を高めながら、大学とともに新しい町の歴史の第一歩を踏み出してまいりたいと思いますので、議員の皆様方、並びに町民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、全議案の概要等につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、何とぞ適切なお判断を承りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（若泉昌寿君） 総括説明が終わりました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第3、議員提出議案第1号 学校法人タイケン学園が開学する4年制大学誘致決議を議題といたします。

提出議案の説明を求めます。

提出者、利根町議会議員会田瑞穂君。

〔10番会田瑞穂君登壇〕

○ 10 番（会田瑞穂君） おはようございます。

議員提出議案第 1 号 学校法人タイケン学園が開学する 4 年制大学誘致決議

利根町議会議長 若 泉 昌 寿 様

提出者	利根町議会議員	会 田 瑞 穂
賛成者	利根町議会議員	能 登 百合子
同	同	西 村 重 之
同	同	守 谷 貞 明
同	同	高 橋 一 男
同	同	中 野 敬江司
同	同	今 井 利 和
同	同	五十嵐 辰 雄
同	同	飯 田 勲
同	同	岩 佐 康 三
同	同	高 木 博 文

上記について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年 2 月14日

朗読させていただきます。

学校法人タイケン学園が開学する 4 年制大学誘致決議

少子化の影響を受け、本町の未来を担う子どもたちの教育環境の維持向上を図るため実施した小・中学校の統廃合に伴い、閉校となった学校跡地の利活用は、本町の喫緊の課題である。

多くの卒業生を輩出し、長年にわたり地域住民に親しまれてきた学校跡地の利活用は、学校跡地としての転用にふさわしいものであること、また、地域の環境に大きな影響を及ぼさないことが大前提であると考えます。

このたび、学校法人タイケン学園から活用提案のあった、旧利根中学校と旧布川小学校跡地を一体的に活用した、4 年制大学の開学は、この活用の大前提に合致する上、町の活性化や地域経済への波及効果など、町勢発展の起爆剤として大きな期待を寄せるものである。

よって、学校法人タイケン学園の活用提案に賛同し、4 年制大学の開学実現を図られるよう強く要請する。

平成23年 2 月14日

茨城県北相馬郡利根町議会

提案理由を申し上げます。

小中学校の統廃合に伴い閉校となった学校跡地の活用は、本町の喫緊の課題であるとともに、多くの町民が早期の活用を望んでいるところでもあります。

跡地活用の検討に当たっては、昨年6月、利根町土地利活用推進協議会を立ち上げ、町民と行政が一体となり検討を進めていますが、この協議会においても、学校法人タイケン学園による4年制大学開学の提案は、ご承認を得ているところであります。

利根町議会としても、4年制大学の開学は、町の活性化や地域経済への波及効果など、町勢発展の起爆剤として大きな期待を寄せるものであり、4年制大学の誘致を決議するものであります。

以上であります。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

本案については賛成議員が全員でありますので、質疑及び討論を省略し、原案のとおり可決することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第4、議案第1号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第1号について企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第1号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認をいただきたいので提案をするものでございます。

5ページをお開き願います。

これは、国の厚生労働省の予防接種部会において、その意見等を踏まえまして、平成22年度及び平成23年度におきまして対象の年齢層に緊急に予防接種を行うということになりました。予防接種の種類につきましては、子宮頸がんワクチン、インフルエンザ菌b型ワクチン、それと小児用肺炎球菌ワクチンの三つでございます。これは任意予防接種という取り扱いになります。

そのうち子宮頸がんワクチンにつきましては、対象年齢が中学1年生から高校1年生までとされてございます。特に高校1年生につきまして、平成22年度中に1回の接種を行っていれば、23年度において2回目及び3回目の予防接種についても本事業の対象とされますことから、平成22年2月1日から予防接種を開始いたしまして、その受けることができる期間を確保したいため、平成23年1月7日に専決処分をさせていただいたものでございます。

まず歳出の方でございます。下段の方に記載してございます歳出をご説明いたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費で2,858万7,000円を増額するものでございます。この増額の理由でございますが、先ほど申し上げました子宮頸がんワクチン、インフルエンザ菌b型、通称ヒブワクチン、及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を、医療機関に委託して実施するための費用、それと問診表などの印刷代、対象者への個別通知の郵送料等の経費を見込んだものでございます。

次に、上段の歳入でございますが、款14県支出金、項 2 県補助金、目 3 衛生費県補助金で1,429万2,000円を増額するものでございます。これは、今回子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金ということで、予防接種事業の2分の1が補助されるものでございます。

次に、款17繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金でございます。1,429万5,000円を増額するものでございます。これは、今回の予防接種の事業費に充てるため繰り入れをするものでございます。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

11番飯田 勲君。

〔11番飯田 勲君登壇〕

○ 1 1 番（飯田 勲君） ただいまの専決処分の議案に対しまして、1点お聞かせ願いたいと思います。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金ということで県から補助金に来て、これを町の基金繰入金等を利用して予算化したわけですが、この子宮頸がんについては対象年齢が中1から高1というようなご説明がありました。また、そのほかの予防ワクチンについては、どういう年齢制限があるのか、また、制限がないのか。また、もう一つは、対象人数がどのくらいあるのかお聞かせ願います。

○議長（若泉昌寿君） 保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

○保健福祉センター所長（石塚 稔君） それでは、飯田議員のご質問にお答えいたします。

まず、対象人数でございますが、子宮頸がんにつきましては、中学1年から高校1年の女子ということで303人を想定しておりまして、接種率はその9割を見ております。接種は3回行います。

ヒブワクチンにつきましては、対象が2カ月児から4歳まででございます。人数は500人ございまして、接種率は、先ほどもそうなのですが、国の試算値に基づきまして85%を見ております。ただし、年齢によりまして接種回数が違います。まず、2カ月から6カ月までは4回を見ております。7カ月から1歳未満までは3回を見ております。1歳から4

歳までにつきましては1回ということでございます。

それから、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、2カ月児から4歳までということで、対象が500人でございます。2カ月から6カ月までは4回接種ということでございます。7カ月から1歳までは3回でございます。1歳から2歳までは2回ございまして、2歳から4歳までは1回ということで、接種を任意でやっていただくというものでございます。

○議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第1号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第5、議案第2号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第2号について企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第2号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第9号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の補正予算は、障害者福祉の経費等の一部を除きまして、平成22年1月8日に閣議決定されました国の緊急経済総合対策の趣旨に沿った地域活性化のニーズに応じた事業を行うため、国が地方公共団体に交付金を交付することにより、地域の活性化等の速やか、かつ着実な実施を図るための事業を行うためのものでございます。

それでは、4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。

まず、款6商工費、事業名が消費者行政啓発推進事業でございます。この事業の内容は、消費者行政の啓発を行うためのパンフレットの購入費でございます。

次に、款 7 土木費、事業名が道路維持工事業でございます。事業の内容は、町道1057号線の道路修繕工事を行うものでございます。

次に、款 9 教育費、項 2 小学校費で、事業名が小学校教育助成事業から、項 4 社会教育費、事業名が図書館管理・運営事業までは、それぞれ小学校 3 校、中学校及び図書館に本を購入いたしまして図書などの整備充実を図るものでございます。これらそれぞれの事業が年度内に完了できないため、事業費全額を繰り越しをするものでございます。

続きまして、7 ページをお開き願います。

歳入でございます。

款13国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金で233万円を増額するものでございます。これは、障害者自立支援法の自立支援医療事業で、人工透析を受けられる方の対象者による医療費が増加したことによるものでございます。

次に、項 2 国庫補助金、目 4 総務費国庫補助金で3,045万5,000円を計上したものでございます。内訳といたしましては、節 2 地域活性化・きめ細やかな交付金で2,174万9,000円、節 3 地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金が870万6,000円で、消費者行政啓発及び小学校、中学校並びに図書館の図書などの整備充実に充てるための交付金でございます。

次に、款14県支出金、目 1 民生費県負担金で116万5,000円を増額するものでございます。これは、国庫支出金のところでご説明を申し上げましたとおりでございまして、事業費の4分の1が県から負担されるものでございます。

次に、款17繰入金、目 1 財政調整基金繰入金で160万8,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源を調整するため繰り入れを行うものでございます。

次に、目 2 利根町公共公益施設維持整備基金繰入金で1,725万1,000円を増額するものでございます。これは、町道1057号線の道路修繕工事に充てるものでございます。

次に、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 3 民生費、目 1 社会福祉費総務費で466万円を増額するものでございます。これは、障害者自立支援法の自立支援医療事業で、人工透析を受けられる更生医療対象者の医療費が増加したことに伴うものでございます。

次に、款 6 商工費、目 2 商工振興費で25万2,000円を増額するものでございます。これは、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の事業で、小中学生対象の賢い消費者を目指すための啓発用のパンフレットの購入費を計上したものでございます。

次に、款 7 土木費、目 2 道路維持費で3,900万円を増額するものでございます。これは、地域活性化・きめ細やかな交付金の事業で、町道1057号線の修繕を行うため、設計業務委託費及び道路修繕工事費を計上したものでございます。

次の款 9 教育費、項 2 小学校費、目 2 教育振興費で216万5,000円を増額するものでございます。また、9 ページの方にまいりまして、項 3 中学校費、目 2 教育振興費で73万

2,000円を増額するものでございます。次に、款 9 教育費、項 4 社会教育費、目 8 図書館費で600万円を増額するものでございます。

これは、それぞれ地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の事業で、歳入でもご説明申し上げましたが、本を購入いたしまして、図書などの設備の充実を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

6 番中野敬江司君。

〔 6 番中野敬江司君登壇 〕

○ 6 番（中野敬江司君） 8 ページ、9 ページ、教育費のうちの目教育振興費について若干お尋ねしたいと思います。

今の財政企画課長の方からのご説明だと、学校の図書などという言葉遣いで説明されておりましたけれども、小学校費では216万5,000円、小学校は3校ありますけれども、1校当たり単純に計算しますと70万円ぐらいなのですけれども、これは各校70万円という理解でよろしいのでしょうか。

それから、この学校の備品購入費、これ図書で上げるとすれば、こういった図書を購入するような形で教育委員会としてはご指導なさるのか、総合学習でやっておるような調べる図書だとか、いろいろな図書があると思いますけれども、この辺ちょっと細かくご説明していただきたいと思います。

中学校費についても同じような質問になると思いますので、この辺の答弁をお願いいたします。

○議長（若泉昌寿君） 学校教育課長補佐石田通夫君。

〔 学校教育課長補佐石田通夫君登壇 〕

○学校教育課長補佐（石田通夫君） きょうは代理ということで、私、かわりに答弁させていただきます。

今の中野議員の質問にお答えしたいと思います。

冊数でございますけれども、おおむね各小学校、生徒数にもよりまして若干の違いはあるのですけれども、70万円前後ぐらいの図書の購入を予定しております。

中学校におきましても、73万1,204円ということで購入をしてございます。

また、図書の内容につきましてですけれども、各小学校の方から要望がございまして、その要望に基づきまして教育委員会として購入をしておるところでございます。

○議長（若泉昌寿君） 教育長伊藤孝生君。

〔 教育長伊藤孝生君登壇 〕

○教育長（伊藤孝生君） 中野議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど石田学校教育課長補佐の方からも話がありましたけれども、各学校から詳しい図書の購入の明細をとりまして、いろいろな授業とか、総合的な学習の時間とか、また、読書の時間とかいろいろな時間がありますので、そういうときに十分活用していきたいと思います。

それから、学校図書館の蔵書数についてちょっとお話ししたいと思いますけれども、文科省の方で定めた学校図書館の図書基準というのがございまして、利根町の3校の小学校における蔵書数の基準数の合計というのを計算してみたのですが、利根町では3校で1万9,880冊、これが文科省で言う、いわゆる基準数ということになっております。

これからこの交付金をもとに図書を購入しますと、約990冊ほど小学校では購入できます。そこで、計算してみますと2万3,106冊となります。ですから基準数をおかげさまでオーバーしてまいりましたので、年度ごとの皆様の協力によりまして、図書の方の充実ができていけるのかなと思います。

中学校についてもほぼ基準数の、1万1,200冊というのが文科省の基準なのですが、それに近い蔵書数となっておりまして、これから児童生徒の読書活動に十分生かしていきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。

〔11番飯田 勲君登壇〕

○11番（飯田 勲君） ただいまの議案に対して、1点お聞かせ願います。

4ページの繰越明許費ですが、これは私の考えでは国の補正予算が国会で通った、そのためにこの事業を町として進めていくと、しかしながら期間が余りにも短いので、繰越明許ということにしたのではないかなと私は理解するわけですが、8ページ、9ページには、この繰越明許費が予算化されているわけですね。この繰越明許費というのは、今年度、22年度から23年度に行うのか、また、予算化しているが23年度になってから行うのか、その辺、お聞かせ願いたいと思います。

また、それに関連して、今年度、平成22年度に繰越明許費から事業に支出した場合には、繰越明許費が23年度の予算案には、その支出した分は差し引かれて計上されるのか、その辺、お聞かせ願います。

○議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

繰越明許費でございますが、平成22年度、これから2カ月弱でございますが、きょう議決をいただきますと、今年度から支出をすることができます。

先ほど議員おっしゃったとおりでございまして、22年度から23年度まで執行できるということで、金額につきましては、限度額ということでお考えいただければと思います。

○議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第2号 平成22年度利根町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第6、議案第3号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第3号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

○都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、議案第3号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、補足説明いたします。

5ページをお開きください。

初めに下段の歳出の方からご説明いたします。

今回、説明の欄にも書いてありますとおり、長期債償還金の元金6,166万7,000円の増額補正をしております。これは、現在起債しております7%以上の金利で借りております起債に対しまして、補償金免除繰上償還が財務大臣及び総務大臣から承認を得られたために償還するものでございます。

その内容といたしまして、繰上償還に伴う経営改善促進の案を提出しておりまして、それが承認されたために償還できるものであります。

案といたしまして、使用料収入率の控除、それとあと維持管理費の改善が認められたものであります。これによりまして繰り上げ償還することによりまして、利子としての経費約500万円が削減されます。

それに伴いまして、上の歳入ですが、財政調整基金から26万7,000円を増額しておりますのと、下水道事業借換債といたしまして6,140万円を計上してございます。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第3号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第7、議案第4号 財産の処分についてを議題といたします。補足説明を求めます。

それでは、議案第4号について企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第4号 財産の処分について、補足してご説明申し上げます。

これは提案理由にもございますとおり、学校教育法に基づく大学の校舎等の用途として使用するため、適正な価格より減額して譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりご提案申し上げるものでございます。

1としまして財産の所在は、（1）利根町大字布川1377番1外18筆、こちらが旧利根中学校施設でございます。（2）としまして利根町大字布川1649番1外3筆、こちらが旧布川小学校施設でございます。

2としまして処分する財産は、（1）としまして旧利根中学校施設、校舎、体育館外6施設、（2）としまして旧布川小学校施設の校舎、体育館外3施設で、施設の構造及び面積は記載のとおりでございます。

3番目としまして処分金額でございますが、2,978万9,000円でございます。

処分の金額の算定につきましては、旧小学校及び中学校とも、4年制大学開学後においても災害避難場所や地域住民への学校施設の開放など協力をいただけることで、譲渡後においても町で一定の恩恵が受けられることや、さらに、その4年制大学開学が本町の活性化に大きく寄与することが期待できますことから、旧利根中学校校舎等は国有財産特別措

置法第3条の規定の例により、鑑定評価額から5割減額して算定いたしました。

また、旧布川小学校校舎等は耐震補強工事が施工されておらず、耐震補強工事を施工した上で活用することが基本であると考えまして、耐震補強工事費用の概算額を町で算定して鑑定評価額から減額しました。

この算定した合計金額をもって処分金額とすることで合意に至ったものでございます。

4番目としまして、契約の相手先は、東京都板橋区成増1丁目12番19号、学校法人タイケン学園理事長、柴岡三千夫でございます。

また、本契約の締結日でございますが、議案第4号資料としまして添付してございます公有財産売買契約書の一番最後の方でございますが、第26条に規定されておりますとおり、本財産の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく文部科学大臣の承認、並びに地方自治法第96条第1項第6号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく利根町議会の議決後に契約が成立するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

12番岩佐康三君。

〔12番岩佐康三君登壇〕

○12番（岩佐康三君） この公有財産売買契約書等々について反対をする意見ではございませんで、問題なのは、この契約書の配付された資料でございますけれども、私たち議員のところに送られてきたその内容につきましては、第10条から22条まで一切抜けておりまして、内容について検討する時間がありません。

けさ来て初めて配られた状況でございますので、これは第5号議案も同じなんですけれども、この両議案について少し検討する時間をいただきたいことを提案したいと思いますが、できれば1日か2日欲しいところでございますけれども、もう少し短縮して、きょうできるのであれば30分なり1時間なり、議長にお任せしますので、時間をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（若泉昌寿君） 暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時45分開議

○議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑ありますか。

5番高橋一男君。

〔 5 番高橋一男君登壇 〕

○ 5 番（高橋一男君） 1 点だけ質問いたします。

確認という意味での質問ですけれども、2 月 4 日の全員協議会の中で、鑑定評価額とか売買代金の金額を提示されたのですが、その中で旧布川小学校に関しまして鑑定評価額のところでちょっと、皆さんは理解したと思いますけれども、私一人だけがちょっと頭が悪いせいかわからないので、理解できないので、その辺だけ再度、企画財政課長、わかりやすく説明していただきたいのですが、まず、旧布川小学校の場合、鑑定評価額が8,339万円という金額になっておりますけれども、これの 5 割減ということになりますと4,169万5,000円ですか、この金額になるのですが、売買代金が724万4,000円という金額を見ますと、恐らく鑑定評価額から耐震補強工事代金を差し引いた残額だと思えるのですが、その辺の確認。

それから、本来であれば8,339万円の50%の4,169万5,000円から耐震補強工事7,614万6,000円、概算ですけれども、これを引くのが、私はそういう計算なのかなと解釈しているのですが、そうしますと4,100万円から7,600万円の工事代金というのは払えないですから、結局マイナス3,444万5,000円という数字になるはずなのですが、私の聞き違いなのか、解釈が悪いのかわからないのですが、その辺のところをちょっと、企画財政課長のこの前の説明では、どうも私の言っていることと課長が説明していることでは私理解できないので、もう一度詳しくこの辺の金額、なぜ中学校は 5 割減で2,254万5,000円という数字に対して、布川小学校に関しては鑑定額から直接耐震補強工事代を引いた残りを算出したのか、その辺のところを詳しく説明お願いいたします。

○ 議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔 企画財政課長秋山幸男君登壇 〕

○ 企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

布川小学校の校舎等につきましては、高橋議員おっしゃるとおり、鑑定評価額が8,339万円でした。耐震補強工事が行われておりませんので、その工事費用について控除する必要があると考えまして、その耐震補強工事費をそこから差し引いて売買代金と言いますか、処分金額を724万4,000円としたものでございます。

この布川小学校につきましては、耐震補強工事費の方で配慮をしたということでございまして、国有財産特別措置法の第 3 条の規定の例を踏まえた減額を適用しなかったということでございます。

○ 議長（若泉昌寿君） 5 番高橋一男君。

○ 5 番（高橋一男君） ただいまの説明の中で、中学校に関しては国有財産特別措置法第 3 条の規定で 5 割減ということで、小学校に関してはその規定はしていませんということの説明でしたけれども、その 5 割減のできない理由というのが何かありますか、その辺、ちょっとお答えください。

○議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

旧利根中学校については、国有財産特別措置法第3条の規定の例を踏まえまして、鑑定評価額から減額をして算定をさせていただいたわけでございます。

旧布川小学校につきましては、先ほども申し上げましたとおり、耐震補強工事費用について考慮いたしまして売買代金の方を定めましたので、国有財産特別措置法の規定の例は適用しなかったということでございます。

金額につきましては、交渉の上、定めたものでございます。

○議長（若泉昌寿君） 5番高橋一男君。

○5番（高橋一男君） 課長、今の説明で、適用しなかったという説明ですね。しなかったのか、法的にできないのか、その辺をはっきり言ってもらわないと。しなかったというのは、なぜしないのかということをお聞きしているわけですから。できないのか、耐震補強をしないために法的措置がとれないために5割減はできなかったのか、それとも、ただ単純に何かの理由でしなかったのか、その辺もう少し明確に教えてください。

○議長（若泉昌寿君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

旧布川小学校の校舎等につきましては、耐震補強工事が施工されておらないということで、それを考慮した上で処分金額を算定したものでございます。

国有財産特別措置法第3条の規定を適用しなかったのかということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、耐震補強工事の費用を考慮して算定いたしましたので、国有財産特別措置法第3条の規定の例によります減額は行わなかったということでございます。

○5番（高橋一男君） そうじゃないんだよ、行わなかったでなくて、なぜそのように行わなかったか、理由。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） 旧布川小学校の財産の処分代金の算定におきましては、法的にどうこうではなくて、耐震補強工事が行われていないという一つの大きな課題がございましたので、その費用を差し引かせていただいて、その差し引いた処分金額で交渉を行いまして、このような結果になったということでございます。

○議長（若泉昌寿君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 今、企画財政課長の方からあったように、小学校の方は3条に該当しなかったと。というのは協議した中で、それでは余り、高橋議員が言うようにマイナ

ス4,000何百万円、それをマイナス、マイナスしていくと町が、極端に言えば負担するような形になると。それでは利根町の財源が厳しい折ということで、協議した結果、町の幾らかでも財源になるために該当しなかったということでもありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○5番（高橋一男君） 早くそう言えばわかったんだよ。

○議長（若泉昌寿君） 質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第4号 財産の処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（若泉昌寿君） 日程第8、議案第5号 財産の貸付けについてを議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第5号について企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第5号 財産の貸付けについて、補足してご説明申し上げます。

これは提案理由にもございますとおり、学校教育法に基づく大学の校舎等の建物所有を目的として使用するため、適正な価格より減額して貸し付けをしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりご提案申し上げるものでございます。

1としまして貸し付け財産でございますが、（1）としまして旧利根中学校用地でございます。利根町大字布川銭神1337番1の一部外18筆で、合計面積が1万360.88平方メートル、及び次のページにまいりまして、旧利根中学校用地の一番下でございます。利根町大字布川字栄618番245、面積が1万5,209平方メートルでございます。参考資料位置図の校舎が建っている部分と第2グラウンドの用地となります。

（2）としまして旧布川小学校用地は、利根町大字布川字台1649番1外3筆で、合計面積が1万1,022.81平方メートルで、参考資料の位置図の校舎などが建っている用地となり

ます。

2 としまして貸付金額は、年額で金888万6,876円でございます。

この貸付金額の算定については、旧小学校及び中学校とも4年制大学開学においても災害避難場所や地域住民への校舎など施設の開放など協力をいただけることで、町が一定の恩恵が受けられること、さらに、この4年制大学開学が本町の活性化に大きく寄与することが期待できますことから、旧利根中学校用地及び旧布川小学校用地については、国有財産特別措置法第3条の規定の例によりまして、それぞれ評価額から5割減額をして算定いたしました。

この算定した合計金額をもって貸付金額とすることで合意に至ったものでございます。

3 として貸付期間でございますが、30年でございます。

4 としまして契約相手先は、東京都板橋区成増1丁目12番19号、学校法人タイケン学園理事長、柴岡三千夫でございます。

また、本契約の締結日は、議案第5号資料でございますが、公有財産賃貸借契約書の最後の方であります第23条に規定されておりますとおり、貸付財産上の校舎等の建物の公有財産売買契約書について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく文部科学大臣の承認、並びに地方自治法第96条第1項第6号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく利根町議会の議決が得られ、当該公有財産売買契約が成立した日にこの公有財産賃貸借契約が成立するとしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号 財産の貸付けについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若泉昌寿君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

- 議長（若泉昌寿君） 以上で、本臨時会の議事日程は全部終了いたしました。
これをもちまして、平成23年第1回利根町議会臨時会を閉会いたします。
なお、次の第1回定例会は平成23年3月1日火曜日の開会を予定しております。
お疲れさまでした。

午後零時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 若 泉 昌 寿

署 名 議 員 今 井 利 和

署 名 議 員 五十嵐 辰 雄